

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.097

処 分 名	既存建築物を一時的に特別興行場等とする場合における制限の緩和
処 分 の 概 要	既存建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、 使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条第 3 項第 6 項
審 査 基 準	許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	令和元年 6 月 25 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき 160,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する
場合の制限の緩和)

第八七条の三

1～5 省略

6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。